厚生労働省発健0308第 15 号 令 和 5 年 3 月 8 日

各 都道府県知事 殿

厚 生 労 働 大 臣 (公 印 省 略)

「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について(指示)」の一部改正について

今般、別紙のとおり、「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について(指示)」(令和3年2月 16 日付け厚生労働省発健 0216 第1号厚生労働大臣通知)について、その一部を改正することとしたため、管内市町村長へ速やかに伝達すること。

厚生労働省発健 0308 第 14 号 令 和 5 年 3 月 8 日



厚 生 労 働 大 臣 (公 印 省 略)

「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について(指示)」の一部改正について

今般、厚生科学審議会において、以下の内容について妥当との結論が得られたことから、「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について(指示)」(令和3年2月16日付け厚生労働省発健0216第1号厚生労働大臣通知)の一部を別紙1~3のとおり改正し、別紙1の改正は令和5年3月8日から、別紙2の改正は同年4月1日から、別紙3の改正は同年5月8日からそれぞれ適用する。

なお、改正内容は下記のとおりである。

記

第1 別紙1の改正

- ・ 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施期間を令和6年3月31日まで延長する。
- ・ 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の令和4年秋開始接種において使用するワクチンに、コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(SARS—CoV—2)(令和4年1月21日にファイザー株式会社が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号。以下「法」という。)第14条の承認を受けたもののうち、最初に当該承認を受けたものであって、トジナメラン及びファムトジナメランを含むものに限る。)を加え、その対象者を5歳以上12歳未満の者とする。
- ・ 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の令和4年秋開始接種において組換えコロナウイルス(SARS—CoV—2)ワクチン(令和4年4月19日に武田薬品工業株式会社が法第14条の承認を受けたものに限る。)を使用する場合の対象者について、現在は「18歳以上の者」としているところ、「12歳以上の者」とする。

第2 別紙2の改正

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の第一期追加接種及び第二期追加接種に関する規定を削除する。

第3 別紙3の改正

・ 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の令和4年秋開始接種において使用するワク チンから、以下のものを削ることとする。

- ① コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(SARS—CoV—2)(令和3年5月 21 日に武田薬品工業株式会社が法第14条の承認を受けたものであって、エラソメラン及びイムエラソメラン又はエラソメラン及びダベソメランを含むものに限る。)
- ② コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(SARS—CoV—2)(令和4年1月21日にファイザー株式会社が法第14条の承認を受けたもの(最初に当該承認を受けたものを除く。)であって、トジナメラン及びリルトジナメランを含むもの又はトジナメラン及びファムトジナメランを含むものに限る。)
- ③ 組換えコロナウイルス(SARS—CoV—2)ワクチン(令和4年4月 19 日に武田薬品工業株式会社が法第 14 条の承認を受けたものに限る。)
- 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の令和5年春開始接種において使用するワク チン及びその対象者は以下のとおりとする。
 - ① コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(SARS—CoV—2)(令和3年5月 21 日に武田薬品工業株式会社が法第14条の承認を受けたものであって、エラソメラン及びイムエラソメラン又はエラソメラン及びダベソメランを含むものに限る。)
 - ② コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(SARS—CoV—2)(令和4年1月21日にファイザー株式会社が法第14条の承認を受けたもののうち、最初に当該承認を受けたものであって、トジナメラン及びファムトジナメランを含むものに限る。)
 - ③ コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(SARS—CoV—2)(令和4年1月21日にファイザー株式会社が法第14条の承認を受けたもの(最初に当該承認を受けたものを除く。)であって、トジナメラン及びリルトジナメランを含むもの又はトジナメラン及びファムトジナメランを含むものに限る。)
 - ④ 組換えコロナウイルス(SARS—CoV—2)ワクチン(令和4年4月19日に武田薬品工業株式会社が法第14条の承認を受けたものに限る。) また、新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の令和5年春開始接種の対象者は以下のとおりとする。
 - ア 上記①、③及び④のワクチンを使用する場合は、12歳以上の者(12歳以上65歳未満の者にあっては、基礎疾患を有するものその他新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化リスクが高いと医師が認めるもの並びに医療従事者等及び高齢者施設等の従事者に限る。)とする。
 - イ 上記②のワクチンを使用する場合は、5歳以上 12 歳未満の者(基礎疾患を有する者その他新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化リスクが高いと医師が認めるものに限る。)とする。

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について(指示) (令和3年2月16日厚生労働省発健0216第1号 厚生労働大臣通知)

(傍線部分は改正部分)

	(傍線部分は改止部分)
改 正 後	現 行
厚生労働省発健0216第1号	厚生労働省発健0216第1号
令 和 3 年 2 月 1 6 日	令 和 3 年 2 月 1 6 日
一部改正 厚生労働省発健 0 5 2 1 第 2 号	一部改正 厚生労働省発健 0 5 2 1 第 2 号
令 和 3 年 5 月 2 1 日	令和3年5月21日
一部改正 厚生労働省発健 0 5 3 1 第 3 号	一部改正 厚生労働省発健 0 5 3 1 第 3 号
令 和 3 年 5 月 3 1 日	令 和 3 年 5 月 3 1 日
一部改正 厚生労働省発健 0 8 0 2 第 2 号	一部改正 厚生労働省発健0802第2号
令 和 3 年 8 月 2 日	令 和 3 年 8 月 2 日
一部改正 厚生労働省発健1116第5号	一部改正 厚生労働省発健1116第5号
令和3年11月16日	令和3年11月16日
一部改正 厚生労働省発健1217第1号	一部改正 厚生労働省発健1217第1号
令和3年12月17日	令和3年12月17日
一部改正 厚生労働省発健 0 2 2 1 第 5 号	一部改正 厚生労働省発健 0 2 2 1 第 5 号
令 和 4 年 2 月 2 1 日	令和4年2月21日
一部改正 厚生労働省発健 0 3 2 5 第 4 号	一部改正 厚生労働省発健 0 3 2 5 第 4 号
令 和 4 年 3 月 2 5 日	令和4年3月25日
一部改正 厚生労働省発健 0 5 2 5 第 1 号	一部改正 厚生労働省発健0525第1号
令 和 4 年 5 月 2 5 日	令和4年5月25日
一部改正 厚生労働省発健0722第10号	一部改正 厚生労働省発健0722第10号
令 和 4 年 7 月 2 2 日	令和4年7月22日
一部改正 厚生労働省発健 0 9 0 6 第 5 号	一部改正 厚生労働省発健 0 9 0 6 第 5 号
令 和 4 年 9 月 6 日	令 和 4 年 9 月 6 日
一部改正 厚生労働省発健 0 9 1 6 第 7 号	一部改正 厚生労働省発健 0 9 1 6 第 7 号
令 和 4 年 9 月 1 6 日	令和4年9月16日
一部改正 厚生労働省発健1013第2号	一部改正 厚生労働省発健1013第2号
令和4年10月13日	令和4年10月13日
一部改正 厚生労働省発健1108第1号	一部改正 厚生労働省発健1108第1号
令 和 4 年 1 1 月 8 日	令和4年11月8日
一部改正 厚生労働省発健1209第8号	一部改正 厚生労働省発健1209第8号
令和4年12月9日	令和4年12月9日

一部改正 厚生労働省発健 1 2 1 4 第 2 号 令 和 4 年 1 2 月 1 4 日 一部改正 厚生労働省発健 0 2 1 0 第 2 号 令 和 5 年 2 月 1 0 日 一部改正 厚生労働省発健 0 3 0 8 第 1 4 号 令 和 5 年 3 月 8 日

一部改正 厚生労働省発健 1 2 1 4 第 2 号令和 4 年 1 2 月 1 4 日一部改正 厚生労働省発健 0 2 1 0 第 2 号令和 5 年 2 月 1 0 日

厚 生 労 働 大 臣 (公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について(指示)

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律(令和4年法律第96号)第5条の規定による改正前の予防接種法(昭和23年法律第68号)附則第7条第1項の規定に基づき、下記のとおり新型コロナウイルス感染症に係る臨時の予防接種を行うことを指示する。

記

- 1 (略)
- 2 期間 令和3年2月17日から令和6年3月31日まで
- 3 使用するワクチン
 - (1) 初回接種

初回接種には次の表の左欄に掲げるワクチンを使用し、ワクチンごとにそれぞれ上記1のうち同表の右欄に掲げる者(第一期追加接種、第二期追加接種又は令和4年秋開始接種を受けたものを除く。)に対して接種すること。

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について(指示)

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律(令和4年法律第96号)第5条の規定による改正前の予防接種法(昭和23年法律第68号)附則第7条第1項の規定に基づき、下記のとおり新型コロナウイルス感染症に係る臨時の予防接種を行うことを指示する。

記

- 1 (略)
- 2 期間 令和3年2月17日から令和5年3月31日まで
- 3 使用するワクチン
 - (1) 初回接種

初回接種には次の表の左欄に掲げるワクチンを使用し、ワクチンごとにそれぞれ上記1のうち同表の右欄に掲げる者(既に第一期追加接種、第二期追加接種又は令和4年秋開始接種を受けたものを除く。)に対して接種すること。

		- Der		1.2	'= 147
	コロナウイルス修飾ウリジンR	12 歳以上の者		コロナウイルス修飾ウリジンR	12 歳以上の者
	NAワクチン(SARS—Co			NAワクチン(SARS—Co	
	V-2)(令和3年2月14日に			V-2)(令和3年2月14日に	
	ファイザー株式会社が医薬品、			ファイザー株式会社が医薬品、	
	医療機器等の品質、有効性及び			医療機器等の品質、有効性及び	
	安全性の確保等に関する法律			安全性の確保等に関する法律	
	(昭和 35 年法律第 145 号。以下			(昭和 35 年法律第 145 号。以下	
	「法」という。) 第 14 条の承認			「法」という。) 第 14 条の承認	
	を受けたものに限る。)			を受けたものに限る。)	
	コロナウイルス修飾ウリジンR	1回目の接種時において5歳以		コロナウイルス修飾ウリジンR	1回目の接種時において5歳以
	NAワクチン(SARS—Co	上 12 歳未満の者		NAワクチン(SARS—Co	上 12 歳未満の者
	V-2)(令和4年1月21日に			Ⅴ-2)(令和4年1月21日に	
	ファイザー株式会社が法第 14			ファイザー株式会社が法第 14	
	条の承認を受けたもののうち、			条の承認を受けたもののうち、	
	最初に当該承認を受けたもので			最初に当該承認を受けたものに	
	あって、ファムトジナメランを			限る。)	
	含まないものに限る。)				
	組換えコロナウイルス(SAR	12 歳以上の者		組換えコロナウイルス(SAR	12歳以上の者
	S-C o V-2) ワクチン (令			S-C o V-2) ワクチン(令	
	和4年4月 19 日に武田薬品工			和4年4月 19 日に武田薬品工	
	業株式会社が法第 14 条の承認			業株式会社が法第 14 条の承認	
	を受けたものに限る。)			を受けたものに限る。)	
	コロナウイルス修飾ウリジンR	1回目の接種時において生後6		コロナウイルス修飾ウリジンR	1回目の接種時において生後6
	NAワクチン(SARS—Co	月以上5歳未満の者		NAワクチン(SARS—Co	月以上5歳未満の者
	V-2)(令和4年10月5日に			V-2)(令和4年10月5日に	
	ファイザー株式会社が法第 14			ファイザー株式会社が法第 14	
	条の承認を受けたものに限る。)			条の承認を受けたものに限る。)	
- 1			l		

(2) 第一期追加接種

第一期追加接種には次の表の左欄に掲げるワクチンを使用し、ワクチンごとにそれぞれ上記1のうち同表の右欄に掲げる者(第二期追加接種又は令和4年秋開始接種を受けたものを除く。)に対して接種すること。

コロナウイルス修飾ウリジンR	12 歳以上の者
NAワクチン(SARS—Co	
V-2)(令和3年2月14日に	

(2)第一期追加接種

第一期追加接種には次の表の左欄に掲げるワクチンを使用し、ワクチンごとにそれぞれ上記1のうち同表の右欄に掲げる者(既に第二期追加接種又は令和4年秋開始接種を受けたものを除く。)に対して接種すること。

コロナウイルス修飾ウリジンR	12 歳以上の者
NAワクチン(SARS—Co	
V-2)(令和3年2月14日に	

ファイザー株式会社が法第 14		
条の承認を受けたものに限る。)		
コロナウイルス修飾ウリジンR	5歳以上12歳未満の者	
NAワクチン(SARS—Co		
V-2)(令和4年1月21日に		
ファイザー株式会社が法第 14		
条の承認を受けたもののうち、		
最初に当該承認を受けたもの <u>で</u>		
あって、ファムトジナメランを		
<u>含まないもの</u> に限る。)		

(3) (略)

(4) 令和4年秋開始接種

令和4年秋開始接種には次の表の左欄に掲げるワクチン使用し、ワクチンごとにそれぞれ上記1のうち同表の右欄に掲げる者に対して接種すること。

	-
コロナウイルス修飾ウリジンR	12 歳以上の者
NAワクチン(SARS—Co	
V-2)(令和3年5月21日に	
武田薬品工業株式会社が法第	
14 条の承認を受けたものであ	
って、エラソメラン及びイムエ	
ラソメラン又はエラソメラン及	
びダベソメランを含むものに限	
る。)	
コロナウイルス修飾ウリジンR	5歳以上12歳未満の者
NAワクチン(SARS-Co	
<u>V-2)(令和4年1月21日に</u>	
ファイザー株式会社が法第 14	
条の承認を受けたもののうち、	
最初に当該承認を受けたもので	
あって、トジナメラン及びファ	
ムトジナメランを含むものに限	
<u>3。)</u>	
コロナウイルス修飾ウリジンR	12 歳以上の者

ファイザー株式会社が法第 14		
条の承認を受けたものに限る。)		
コロナウイルス修飾ウリジンR	5歳以上12歳未満の者	
NAワクチン(SARS—Co		
V-2)(令和4年1月21日に		
ファイザー株式会社が法第 14		
条の承認を受けたもののうち、		
最初に当該承認を受けたものに		
限る。)		

(3) (略)

(4) 令和4年秋開始接種

令和4年秋開始接種には次の表の左欄に掲げるワクチン使用し、ワクチンごとにそれぞれ上記1のうち同表の右欄に掲げる者に対して接種すること。

コロナウイルス修飾ウリジンR NAワクチン (SARS—CoV—2) (令和3年5月21日に武田薬品工業株式会社が法第14条の承認を受けたものであって、エラソメラン及びイムエラソメラン又はエラソメラン及びダベソメランを含むものに限る。)	12歳以上の者
(新設)	(新設)
コロナウイルス修飾ウリジンR	12 歳以上の者

NAワクチン (SARS-Co V-2) (令和4年1月21日に	NAワクチン(SARS-Co
V-2)(令和4年1月21日に	
. = / (1:1:: = 1 = /4 == 1::)	V-2)(令和4年1月21日に
ファイザー株式会社が法第 14	ファイザー株式会社が法第 14
条の承認を受けたもの(<u>最初に</u>	条の承認を受けたもの (_(1)_
当該承認を受けたものを除く。)	及び(2)に掲げるものを除く。)
であって、トジナメラン及びリ	であって、トジナメラン及びリ
ルトジナメランを含むもの又は	ルトジナメランを含むもの又は
トジナメラン及びファムトジナ	トジナメラン及びファムトジナ
メランを含むものに限る。)	メランを含むものに限る。)
組換えコロナウイルス(SAR 12歳以上の者	組換えコロナウイルス(SAR 18歳以上の者
S-C o V-2) ワクチン (令	S-C o V-2) ワクチン (令
和4年4月19日に武田薬品工	和4年4月19日に武田薬品工
業株式会社が法第 14 条の承認	業株式会社が法第 14 条の承認
を受けたものに限る。)	を受けたものに限る。)
<u> </u>	

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について(指示) (令和3年2月16日厚生労働省発健0216第1号 厚生労働大臣通知)

(傍線部分は改正部分)

	(傍線部分は改止部分)
改 正 後	現 行
厚生労働省発健0216第1号	厚生労働省発健0216第1号
令 和 3 年 2 月 1 6 日	令和3年2月16日
一部改正 厚生労働省発健 0 5 2 1 第 2 号	一部改正 厚生労働省発健 0 5 2 1 第 2 号
令 和 3 年 5 月 2 1 日	令和3年5月21日
一部改正 厚生労働省発健 0 5 3 1 第 3 号	一部改正 厚生労働省発健 0 5 3 1 第 3 号
令 和 3 年 5 月 3 1 日	令 和 3 年 5 月 3 1 日
一部改正 厚生労働省発健 0 8 0 2 第 2 号	一部改正 厚生労働省発健0802第2号
令 和 3 年 8 月 2 日	令 和 3 年 8 月 2 日
一部改正 厚生労働省発健1116第5号	一部改正 厚生労働省発健1116第5号
令和3年11月16日	令和3年11月16日
一部改正 厚生労働省発健 1 2 1 7 第 1 号	一部改正 厚生労働省発健1217第1号
令和3年12月17日	令和3年12月17日
一部改正 厚生労働省発健 0 2 2 1 第 5 号	一部改正 厚生労働省発健0221第5号
令 和 4 年 2 月 2 1 日	令和4年2月21日
一部改正 厚生労働省発健 0 3 2 5 第 4 号	一部改正 厚生労働省発健0325第4号
令 和 4 年 3 月 2 5 日	令和4年3月25日
一部改正 厚生労働省発健 0 5 2 5 第 1 号	一部改正 厚生労働省発健0525第1号
令 和 4 年 5 月 2 5 日	令和4年5月25日
一部改正 厚生労働省発健0722第10号	一部改正 厚生労働省発健0722第10号
令 和 4 年 7 月 2 2 日	令和4年7月22日
一部改正 厚生労働省発健 0 9 0 6 第 5 号	一部改正 厚生労働省発健 0 9 0 6 第 5 号
令 和 4 年 9 月 6 日	令 和 4 年 9 月 6 日
一部改正 厚生労働省発健 0 9 1 6 第 7 号	一部改正 厚生労働省発健 0 9 1 6 第 7 号
令 和 4 年 9 月 1 6 日	令和4年9月16日
一部改正 厚生労働省発健1013第2号	一部改正 厚生労働省発健1013第2号
令和4年10月13日	令和4年10月13日
一部改正 厚生労働省発健1108第1号	一部改正 厚生労働省発健1108第1号
令 和 4 年 1 1 月 8 日	令和4年11月8日
一部改正 厚生労働省発健 1 2 0 9 第 8 号	一部改正 厚生労働省発健1209第8号
令 和 4 年 1 2 月 9 日	令和4年12月9日

〈現 行〉

一部改正 厚生労働省発健1214第2号 令和4年12月14日 一部改正 厚生労働省発健0210第2号 令和5年2月10日 一部改正 厚生労働省発健0308第14号

一部改正 厚生労働省発健1214第2号 令和4年12月14日 一部改正 厚生労働省発健0210第2号 令和5年2月10日

大

令和5年3月8日

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について(指示)

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正す る法律(令和4年法律第96号)第5条の規定による改正前の予防接種法(昭 和23年法律第68号) 附則第7条第1項の規定に基づき、下記のとおり新型コ ロナウイルス感染症に係る臨時の予防接種を行うことを指示する。

記

- (略)
- (略)
- 3 使用するワクチン
 - (1) 初回接種

初回接種には次の表の左欄に掲げるワクチンを使用し、ワクチンごと にそれぞれ上記1のうち同表の右欄に掲げる者(令和4年秋開始接種を 受けたものを除く。) に対して接種すること。

コロナウイルス修飾ウリジンR 12歳以上の者

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について(指示)

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正す る法律(令和4年法律第96号)第5条の規定による改正前の予防接種法(昭 和 23 年法律第 68 号) 附則第 7 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり新型コ ロナウイルス感染症に係る臨時の予防接種を行うことを指示する。

記

- (略)
- (略)
- 3 使用するワクチン
 - (1) 初回接種

初回接種には次の表の左欄に掲げるワクチンを使用し、ワクチンごと にそれぞれ上記1のうち同表の右欄に掲げる者(第一期追加接種、第二 期追加接種又は令和4年秋開始接種を受けたものを除く。) に対して接 種すること。

コロナウイルス修飾ウリジンR 12 歳以上の者

〈改正後〉 〈現 行〉

\以正夜/	(分) 11/
NAワクチン(SARS-Co	NAワクチン(SARS-Co
V-2)(令和3年2月14日に	V-2)(令和3年2月14日に
ファイザー株式会社が医薬品、	ファイザー株式会社が医薬品、
医療機器等の品質、有効性及び	医療機器等の品質、有効性及び
安全性の確保等に関する法律	安全性の確保等に関する法律
(昭和 35 年法律第 145 号。以下	(昭和 35 年法律第 145 号。以下
「法」という。) 第 14 条の承認	「法」という。) 第 14 条の承認
を受けたものに限る。)	を受けたものに限る。)
コロナウイルス修飾ウリジンR 1回目の接種時	において5歳以 コロナウイルス修飾ウリジンR 1回目の接種時において5歳以
NAワクチン (SARS-Co 上 12 歳未満の者	者 NAワクチン (SARS-Co 上 12 歳未満の者
V-2)(令和4年1月21日に	V-2)(令和4年1月21日に
ファイザー株式会社が法第 14	ファイザー株式会社が法第 14
条の承認を受けたもののうち、	条の承認を受けたもののうち、
最初に当該承認を受けたもので	最初に当該承認を受けたもので
あって、ファムトジナメランを	あって、ファムトジナメランを
含まないものに限る。)	含まないものに限る。)
組換えコロナウイルス (SAR 12 歳以上の者	組換えコロナウイルス(SAR 12歳以上の者
S-C o V-2) ワクチン (令	S-C o V-2) ワクチン (令
和4年4月19日に武田薬品工	和4年4月 19 日に武田薬品工
業株式会社が法第 14 条の承認	業株式会社が法第 14 条の承認
を受けたものに限る。)	を受けたものに限る。)
コロナウイルス修飾ウリジンR 1回目の接種時	において生後 6 コロナウイルス修飾ウリジンR 1回目の接種時において生後 6
NAワクチン (SARS-Co 月以上5歳未満	iの者 NAワクチン(SARS—Co 月以上5歳未満の者
V-2)(令和4年10月5日に	V-2)(令和4年10月5日に
ファイザー株式会社が法第 14	ファイザー株式会社が法第 14
条の承認を受けたものに限る。)	条の承認を受けたものに限る。)
(削る)	_(2) 第一期追加接種
	第一期追加接種には次の表の左欄に掲げるワクチンを使用し、ワクチ
	ンごとにそれぞれ上記1のうち同表の右欄に掲げる者(第二期追加接種
	又は令和4年秋開始接種を受けたものを除く。)に対して接種すること。
	<u>コロナウイルス修飾ウリジンR</u> 12 歳以上の者
	NADD + V(SARS - Co)
	V-2) (令和 3 年 2 月 14 日に
	<u>ファイザー株式会社が法第 14</u>
	条の承認を受けたものに限る。 <u>)</u>

(安正汉/	(20 117
	コロナウイルス修飾ウリジンR 5歳以上12歳未満の者
	<u>NAワクチン(SARS-Co</u>
	<u>V-2)(</u> 令和4年1月21日に
	ファイザー株式会社が法第 14
	条の承認を受けたもののうち、
	最初に当該承認を受けたもので
	あって、ファムトジナメランを
	含まないものに限る。)
(Million)	
(削る)	_(3) 第二期追加接種
	第二期追加接種には次の表の左欄に掲げるワクチンを使用し、上記1
	のうち同表の右欄に掲げる者(既に令和4年秋開始接種を受けたものを
	除く。)に対して接種すること。
	コロナウイルス修飾ウリジンR 18 歳以上の者(18 歳以上 60 歳
	NAワクチン(SARS-Co 未満の者にあっては、基礎疾患
	V-2)(令和3年2月14日に を有するものその他新型コロナ
	ファイザー株式会社が法第 14 ウイルス感染症にかかった場合
	条の承認を受けたものに限る。) の重症化リスクが高いと医師が
	認めるもの並びに医療従事者等
	及び高齢者施設等の従事者に限
	<u>る。)</u>
(2) (略)	_(4)_(略)

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について(指示) (令和3年2月16日厚生労働省発健0216第1号 厚生労働大臣通知)

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	現 行
厚生労働省発健0216第1号	厚生労働省発健0216第1号
令 和 3 年 2 月 1 6 日	令和3年2月16日
一部改正 厚生労働省発健 0 5 2 1 第 2 号	一部改正 厚生労働省発健 0 5 2 1 第 2 号
令 和 3 年 5 月 2 1 日	令和3年5月21日
一部改正 厚生労働省発健 0 5 3 1 第 3 号	一部改正 厚生労働省発健 0 5 3 1 第 3 号
令 和 3 年 5 月 3 1 日	令 和 3 年 5 月 3 1 日
一部改正 厚生労働省発健 0 8 0 2 第 2 号	一部改正 厚生労働省発健0802第2号
令 和 3 年 8 月 2 日	令 和 3 年 8 月 2 日
一部改正 厚生労働省発健1116第5号	一部改正 厚生労働省発健1116第5号
令和3年11月16日	令和3年11月16日
一部改正 厚生労働省発健1217第1号	一部改正 厚生労働省発健1217第1号
令和3年12月17日	令和3年12月17日
一部改正 厚生労働省発健 0 2 2 1 第 5 号	一部改正 厚生労働省発健0221第5号
令 和 4 年 2 月 2 1 日	令和4年2月21日
一部改正 厚生労働省発健 0 3 2 5 第 4 号	一部改正 厚生労働省発健 0 3 2 5 第 4 号
令 和 4 年 3 月 2 5 日	令和4年3月25日
一部改正 厚生労働省発健 0 5 2 5 第 1 号	一部改正 厚生労働省発健0525第1号
令和4年5月25日	令和4年5月25日
一部改正 厚生労働省発健0722第10号	一部改正 厚生労働省発健0722第10号
令 和 4 年 7 月 2 2 日	令和4年7月22日
一部改正 厚生労働省発健 0 9 0 6 第 5 号	一部改正 厚生労働省発健 0 9 0 6 第 5 号
令 和 4 年 9 月 6 日	令 和 4 年 9 月 6 日
一部改正 厚生労働省発健 0 9 1 6 第 7 号	一部改正 厚生労働省発健 0 9 1 6 第 7 号
令 和 4 年 9 月 1 6 日	令和4年9月16日
一部改正 厚生労働省発健1013第2号	一部改正 厚生労働省発健1013第2号
令和4年10月13日	令和4年10月13日
一部改正 厚生労働省発健1108第1号	一部改正 厚生労働省発健1108第1号
令和4年11月8日	令和4年11月8日
一部改正 厚生労働省発健 1 2 0 9 第 8 号	一部改正 厚生労働省発健1209第8号
令和4年12月9日	令和4年12月9日

一部改正 厚生労働省発健1214第2号 令和4年12月14日 一部改正 厚生労働省発健0210第2号 令和5年2月10日 一部改正 厚生労働省発健0308第14号

令和5年3月8日

大

一部改正 厚生労働省発健1214第2号 令和4年12月14日 一部改正 厚生労働省発健0210第2号 令和5年2月10日

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について(指示)

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正す る法律(令和4年法律第96号)第5条の規定による改正前の予防接種法(昭 和23年法律第68号) 附則第7条第1項の規定に基づき、下記のとおり新型コ ロナウイルス感染症に係る臨時の予防接種を行うことを指示する。

記

- (略)
- (略)
- 3 使用するワクチン
 - (1) 初回接種

初回接種には次の表の左欄に掲げるワクチンを使用し、ワクチンごと にそれぞれ上記1のうち同表の右欄に掲げる者(令和4年秋開始接種又 は令和5年春開始接種を受けたものを除く。) に対して接種すること。

コロナウイルス修飾ウリジンR 12歳以上の者 NAワクチン(SARS-Co

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正す る法律(令和4年法律第96号)第5条の規定による改正前の予防接種法(昭 和 23 年法律第 68 号) 附則第7条第1項の規定に基づき、下記のとおり新型コ ロナウイルス感染症に係る臨時の予防接種を行うことを指示する。

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について(指示)

記

- (略)
- (略)
- 3 使用するワクチン
 - (1) 初回接種

初回接種には次の表の左欄に掲げるワクチンを使用し、ワクチンごと にそれぞれ上記1のうち同表の右欄に掲げる者(令和4年秋開始接種を 受けたものを除く。) に対して接種すること。

コロナウイルス修飾ウリジンR 12歳以上の者 NAワクチン (SARS-Co

(9			15)L 11/
V-2)(令和3年2月14日)	-		V-2)(令和3年2月14日に	
ファイザー株式会社が医薬品、			ファイザー株式会社が医薬品、	
医療機器等の品質、有効性及び	×		医療機器等の品質、有効性及び	
安全性の確保等に関する法律	<u> </u>		安全性の確保等に関する法律	
(昭和 35 年法律第 145 号。以			(昭和35年法律第145号。以下	
「法」という。) 第14条の承記			「法」という。) 第14条の承認	
を受けたものに限る。)			を受けたものに限る。)	
コロナウイルス修飾ウリジン]	1回目の接種時において5歳以	-	コロナウイルス修飾ウリジンR	1回目の接種時において5歳以
NAワクチン (SARS-Co			NAワクチン (SARS-Co	
V-2)(令和4年1月21日)			V-2)(令和4年1月21日に	
ファイザー株式会社が法第 1			ファイザー株式会社が法第 14	
条の承認を受けたもののうち、			条の承認を受けたもののうち、	
最初に当該承認を受けたもので	3		最初に当該承認を受けたもので	
あって、ファムトジナメランを			あって、ファムトジナメランを	
含まないものに限る。)			含まないものに限る。)	
組換えコロナウイルス(SAI	2 12 歳以上の者		組換えコロナウイルス(SAR	12 歳以上の者
S-C o V-2) ワクチン (4	j l		S-C o V-2) ワクチン (令	
和4年4月19日に武田薬品	-		和4年4月19日に武田薬品工	
業株式会社が法第 14 条の承記	2		業株式会社が法第 14 条の承認	
を受けたものに限る。)			を受けたものに限る。)	
コロナウイルス修飾ウリジンI	1回目の接種時において生後6		コロナウイルス修飾ウリジンR	1回目の接種時において生後6
NAワクチン (SARS—Co	月以上5歳未満の者		NAワクチン (SARS-Co	月以上5歳未満の者
V-2)(令和4年10月5日)	_		V-2)(令和4年10月5日に	
ファイザー株式会社が法第 1	4		ファイザー株式会社が法第 14	
条の承認を受けたものに限る。			条の承認を受けたものに限る。)	
	,	_		,
(2) 令和4年秋開始接種			(2) 令和4年秋開始接種	
令和4年秋開始接種には次	の表の左欄に掲げるワクチンを使用し	し、上	令和4年秋開始接種には次の	表の左欄に掲げるワクチン使用し、
記1のうち同表の右欄に掲げ	る者(令和5年春開始接種を受けたも	らのを	チンごとにそれぞれ上記1のう	ち同表の右欄に掲げる者に対して接
<u>除く。)</u> に対して接種するこ	<u></u>		 すること。	
<u> (削る)</u>	(削る)] [コロナウイルス修飾ウリジンR	12 歳以上の者
			NAワクチン(SARS—Co	
			V-2)(令和3年5月21日に	
	Í	1 1	1 	į

武田薬品工業株式会社が法第 14 条の承認を受けたものであって、エラソメラン及びイムエ 〈改正後〉 〈現 行〉

コロナウイルス修飾ウリジンR NAワクチン(SARS—Co V—2)(令和4年1月21日に	5 歳以上 12 歳未満の者 <u>(基礎疾</u> <u>患を有する者その他新型コロナ</u> <u>ウイルス感染症にかかった場合</u>
ファイザー株式会社が法第 14 条の承認を受けたもののうち、 最初に当該承認を受けたもので	<u>の重症化リスクが高いと医師が</u> <u>認めるものを除く。)</u>
あって、トジナメラン及びファ ムトジナメランを含むものに限 る。)	
(削る)	(削る)
(削る)	(削る)

(3) 令和5年春開始接種

令和5年春開始接種には次の表の左欄に掲げるワクチン使用し、ワク チンごとにそれぞれ上記1のうち同表の右欄に掲げる者に対して接種 <u>すること。</u>

NAワクチン (SARS-Co V-2)(令和3年5月21日に 武田薬品工業株式会社が法第

<u>コロナウイルス修飾ウリジンR</u> 12 歳以上の者 (12 歳以上 65 歳 未満の者にあっては、基礎疾患 を有するものその他新型コロナ ウイルス感染症にかかった場合

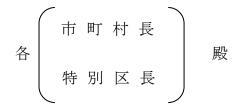
19	/r 11/
<u>ラソメラン又はエラソメラン及</u> びダベソメランを含むものに限	
<u>る。)</u>	
コロナウイルス修飾ウリジンR	5歳以上12歳未満の者
NAワクチン(SARS—Co	
V-2)(令和4年1月21日に	
ファイザー株式会社が法第 14	
条の承認を受けたもののうち、	
最初に当該承認を受けたもので	
あって、トジナメラン及びファ	
ムトジナメランを含むものに限	
る。)	
コロナウイルス修飾ウリジンR	12 歳以上の者
NAワクチン(SARS-Co	
<u>V-2)(令和4年1月21日に</u>	
ファイザー株式会社が法第 14	
条の承認を受けたもの(最初に	
当該承認を受けたものを除く。)	
であって、トジナメラン及びリ	
<u>ルトジナメランを含むもの又は</u>	
トジナメラン及びファムトジナ	
<u>メランを含むものに限る。)</u>	
組換えコロナウイルス(SAR	12 歳以上の者
<u>S-CoV-2</u>) ワクチン(令	
和4年4月19日に武田薬品工	
業株式会社が法第 14 条の承認	
を受けたものに限る。)	

(新設)

〈改卫	三後〉	〈現 行〉
14 条の承認を受けたものであ	の重症化リスクが高いと医師が	
って、エラソメラン及びイムエ	認めるもの並びに医療従事者等	
ラソメラン又はエラソメラン及	及び高齢者施設等の従事者に限	
びダベソメランを含むものに限	<u>る。)</u>	
<u>る。)</u>		
コロナウイルス修飾ウリジンR	5歳以上12歳未満の者(基礎疾	
NAワクチン(SARS—Co	患を有する者その他新型コロナ	
<u>V-2)(令和4年1月21日に</u>	ウイルス感染症にかかった場合	
ファイザー株式会社が法第 14	の重症化リスクが高いと医師が	
条の承認を受けたもののうち、	認めるものに限る。)	
最初に当該承認を受けたもので		
あって、トジナメラン及びファ		
ムトジナメランを含むものに限		
<u>る。)</u>		
コロナウイルス修飾ウリジンR	12 歳以上の者(12 歳以上 65 歳	
NAワクチン(SARS—Co	未満の者にあっては、基礎疾患	
<u>V-2)(令和4年1月21日に</u>	を有するものその他新型コロナ	
ファイザー株式会社が法第 14	ウイルス感染症にかかった場合	
条の承認を受けたもの(最初に	の重症化リスクが高いと医師が	
当該承認を受けたものを除く。)	認めるもの並びに医療従事者等	
であって、トジナメラン及びリ	及び高齢者施設等の従事者に限	
ルトジナメランを含むもの又は	<u>る。)</u>	
トジナメラン及びファムトジナ		
メランを含むものに限る。)		
組換えコロナウイルス(SAR	12 歳以上の者(12 歳以上 65 歳	
<u>S-CoV-2</u>) ワクチン(令	未満の者にあっては、基礎疾患	
和4年4月19日に武田薬品工	を有するものその他新型コロナ	
業株式会社が法第 14 条の承認	ウイルス感染症にかかった場合	
<u>を受けたものに限る。)</u>	の重症化リスクが高いと医師が	
	認めるもの並びに医療従事者等	
	及び高齢者施設等の従事者に限	
	<u>る。)</u>	

(別紙1 改正後全文)

厚生労働省発健0216第1号 令和3年2月16日 一部改正 厚生労働省発健0521第2号 令和3年5月21日 一部改正 厚生労働省発健0531第3号 令和3年5月31日 一部改正 厚生労働省発健0802第2号 令和3年8月2日 一部改正 厚生労働省発健1116第5号 令 和 3年 11月 16日 一部改正 厚生労働省発健1217第1号 令 和 3年 12月 17日 一部改正 厚生労働省発健0221第5号 令和4年2月21日 一部改正 厚生労働省発健0325第4号 令和4年3月25日 一部改正 厚生労働省発健0525第1号 令 和 4 年 5 月 2 5 日 一部改正 厚生労働省発健0722第10号 令和4年7月22日 一部改正 厚生労働省発健0906第5号 令 和 4 年 9 月 6 日 一部改正 厚生労働省発健0916第7号 令 和 4年 9月 16日 一部改正 厚生労働省発健1013第2号 令 和 4年 10月 13日 一部改正 厚生労働省発健1108第1号 令和4年11月8日 一部改正 厚生労働省発健1209第8号 令和4年12月9日 一部改正 厚生労働省発健1214第2号 令 和 4年 12月 14日 一部改正 厚生労働省発健0210第2号 令和5年2月10日 一部改正 厚生労働省発健0308第14号 令和5年3月8日



厚 生 労 働 大 臣 (公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について(指示)

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律(令和4年法律第96号)第5条の規定による改正前の予防接種法(昭和23年法律第68号)附則第7条第1項の規定に基づき、下記のとおり新型コロナウイルス感染症に係る臨時の予防接種を行うことを指示する。

記

1 対象者

貴市町村(特別区を含む。以下同じ。)の区域内に居住する生後6月以上の者。

2 期間

令和3年2月17日から令和6年3月31日まで

3 使用するワクチン

(1)初回接種

初回接種には次の表の左欄に掲げるワクチンを使用し、ワクチンごとにそれぞれ上記1の うち同表の右欄に掲げる者(第一期追加接種、第二期追加接種又は令和4年秋開始接種を 受けたものを除く。)に対して接種すること。

コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(S	12 歳以上の者
ARS-CoV-2) (令和3年2月14日にファ	
イザー株式会社が医薬品、医療機器等の	
品質、有効性及び安全性の確保等に関す	
る法律(昭和35年法律第145号。以下「法」	
という。)第 14 条の承認を受けたものに限	
る。)	
コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(S	1回目の接種時において5歳以上 12 歳未
ARS-CoV-2) (令和4年1月21日にファ	満の者
イザー株式会社が法第 14 条の承認を受け	

たもののうち、最初に当該承認を受けたもの	
であって、ファムトジナメランを含まないもの	
に限る。)	
組換えコロナウイルス(SARS—CoV—2)	12歳以上の者
ワクチン(令和4年4月 19 日に武田薬品工	
業株式会社が法第 14 条の承認を受けたも	
のに限る。)	
コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(S	1回目の接種時において生後6月以上5歳
ARS-CoV-2) (令和4年10月5日にファ	未満の者
イザー株式会社が法第 14 条の承認を受け	
たものに限る。)	

(2)第一期追加接種

第一期追加接種には次の表の左欄に掲げるワクチンを使用し、ワクチンごとにそれぞれ上 記1のうち同表の右欄に掲げる者(既に第二期追加接種又は令和4年秋開始接種を受けた ものを除く。)に対して接種すること。

コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(S	12 歳以上の者
ARS—CoV—2) (令和3年2月14日にファ	
イザー株式会社が法第 14 条の承認を受け	
たものに限る。)	
コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(S	5歳以上12歳未満の者
ARS-CoV-2) (令和4年1月21日にファ	
イザー株式会社が法第 14 条の承認を受け	
たもののうち、最初に当該承認を受けたもの	
であって、ファムトジナメランを含まないもの	
に限る。)	

(3)第二期追加接種

第二期追加接種には次の表の左欄に掲げるワクチンを使用し、上記1のうち同表の右欄 に掲げる者(既に令和4年秋開始接種を受けたものを除く。)に対して接種すること。

コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(S | 18歳以上の者(18歳以上60歳未満の者に ARS-CoV-2) (令和3年2月14日にファ イザー株式会社が法第 14 条の承認を受け たものに限る。)

あっては、基礎疾患を有するものその他新 型コロナウイルス感染症にかかった場合の 重症化リスクが高いと医師が認めるもの並 びに医療従事者等及び高齢者施設等の従 事者に限る。)

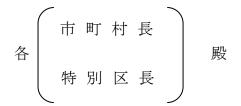
(4)令和4年秋開始接種

令和4年秋開始接種には次の表の左欄に掲げるワクチンを使用し、ワクチンごとにそれぞれ上記1のうち同表の右欄に掲げる者に対して接種すること。

	9,1,,
コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(S	12 歳以上の者
ARS—CoV—2)(令和3年5月 21 日に武	
田薬品工業株式会社が法第14条の承認を	
受けたものであって、エラソメラン及びイム	
エラソメラン又はエラソメラン及びダベソメラ	
ンを含むものに限る。)	
コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(S	5歳以上 12 歳未満の者
ARS-CoV-2) (令和4年1月21日にファ	
イザー株式会社が法第 14 条の承認を受け	
たもののうち、最初に当該承認を受けたもの	
であって、トジナメラン及びファムトジナメラ	
ンを含むものに限る。)	
コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(S	12歳以上の者
ARS—CoV—2) (令和4年1月21日にファ	
イザー株式会社が法第 14 条の承認を受け	
たもの(最初に当該承認を受けたものを除	
く。) であって、トジナメラン及びリルトジナメ	
ランを含むもの又はトジナメラン及びファムト	
ジナメランを含むものに限る。)	
組換えコロナウイルス(SARS—CoV—2)	12 歳以上の者
ワクチン(令和4年4月 19 日に武田薬品工	
業株式会社が法第 14 条の承認を受けたも	
のに限る。)	

(別紙2 改正後全文)

厚生労働省発健0216第1号 令和3年2月16日 一部改正 厚生労働省発健0521第2号 令和3年5月21日 一部改正 厚生労働省発健0531第3号 令和3年5月31日 一部改正 厚生労働省発健0802第2号 令和3年8月2日 一部改正 厚生労働省発健1116第5号 令 和 3年 11月 16日 一部改正 厚生労働省発健1217第1号 令 和 3年 12月 17日 一部改正 厚生労働省発健0221第5号 令和4年2月21日 一部改正 厚生労働省発健0325第4号 令 和 4年 3月 25日 一部改正 厚生労働省発健0525第1号 令 和 4 年 5 月 2 5 日 一部改正 厚生労働省発健0722第10号 令和4年7月22日 一部改正 厚生労働省発健0906第5号 令 和 4 年 9 月 6 日 一部改正 厚生労働省発健0916第7号 令 和 4年 9月 16日 一部改正 厚生労働省発健1013第2号 令 和 4年 10月 13日 一部改正 厚生労働省発健1108第1号 令和4年11月8日 一部改正 厚生労働省発健1209第8号 令和4年12月9日 一部改正 厚生労働省発健1214第2号 令 和 4年 12月 14日 一部改正 厚生労働省発健0210第2号 令和5年2月10日 一部改正 厚生労働省発健0308第14号 令和5年3月8日



厚 生 労 働 大 臣 (公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について(指示)

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律(令和4年法律第96号)第5条の規定による改正前の予防接種法(昭和23年法律第68号)附則第7条第1項の規定に基づき、下記のとおり新型コロナウイルス感染症に係る臨時の予防接種を行うことを指示する。

記

1 対象者

貴市町村(特別区を含む。以下同じ。)の区域内に居住する生後6月以上の者。

2 期間

令和3年2月17日から令和6年3月31日まで

3 使用するワクチン

(1)初回接種

初回接種には次の表の左欄に掲げるワクチンを使用し、ワクチンごとにそれぞれ上記1の うち同表の右欄に掲げる者(令和4年秋開始接種を受けたものを除く。)に対して接種するこ と。

コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(S	12 歳以上の者
ARS—CoV—2) (令和3年2月14日にファ	
イザー株式会社が医薬品、医療機器等の	
品質、有効性及び安全性の確保等に関す	
る法律(昭和35年法律第145号。以下「法」	
という。)第 14 条の承認を受けたものに限	
る。)	
コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(S	1回目の接種時において5歳以上 12 歳未
ARS—CoV—2) (令和4年1月21日にファ	満の者
イザー株式会社が法第 14 条の承認を受け	
たもののうち、最初に当該承認を受けたもの	

であって、ファムトジナメランを含まないもの	
に限る。)	
組換えコロナウイルス(SARS—CoV—2)	12歳以上の者
ワクチン(令和4年4月 19 日に武田薬品工	
業株式会社が法第 14 条の承認を受けたも	
のに限る。)	
コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(S	1回目の接種時において生後6月以上5歳
ARS-CoV-2) (令和4年10月5日にファ	未満の者
イザー株式会社が法第 14 条の承認を受け	
たものに限る。)	

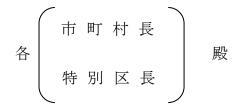
(2)令和4年秋開始接種

令和4年秋開始接種には次の表の左欄に掲げるワクチンを使用し、ワクチンごとにそれぞれ上記1のうち同表の右欄に掲げる者に対して接種すること。

	次
コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(S	12歳以上の者
ARS—CoV—2)(令和3年5月 21 日に武	
田薬品工業株式会社が法第14条の承認を	
受けたものであって、エラソメラン及びイム	
エラソメラン又はエラソメラン及びダベソメラ	
ンを含むものに限る。)	
コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(S	5歳以上 12 歳未満の者
ARS—CoV—2) (令和4年1月21日にファ	
イザー株式会社が法第 14 条の承認を受け	
たもののうち、最初に当該承認を受けたもの	
であって、トジナメラン及びファムトジナメラ	
ンを含むものに限る。)	
コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(S	12歳以上の者
ARS—CoV—2) (令和4年1月21日にファ	
イザー株式会社が法第 14 条の承認を受け	
たもの(最初に当該承認を受けたものを除	
く。) であって、トジナメラン及びリルトジナメ	
ランを含むもの又はトジナメラン及びファムト	
ジナメランを含むものに限る。)	
組換えコロナウイルス(SARS—CoV—2)	12歳以上の者
ワクチン(令和4年4月 19 日に武田薬品工	
業株式会社が法第 14 条の承認を受けたも	
のに限る。)	
	.1.11

(別紙3 改正後全文)

厚生労働省発健0216第1号 令和3年2月16日 一部改正 厚生労働省発健0521第2号 令和3年5月21日 一部改正 厚生労働省発健0531第3号 令和3年5月31日 一部改正 厚生労働省発健0802第2号 令和3年8月2日 一部改正 厚生労働省発健1116第5号 令 和 3年 11月 16日 一部改正 厚生労働省発健1217第1号 令 和 3年 12月 17日 一部改正 厚生労働省発健0221第5号 令和4年2月21日 一部改正 厚生労働省発健0325第4号 令和4年3月25日 一部改正 厚生労働省発健0525第1号 令 和 4 年 5 月 2 5 日 一部改正 厚生労働省発健0722第10号 令和4年7月22日 一部改正 厚生労働省発健0906第5号 令 和 4 年 9 月 6 日 一部改正 厚生労働省発健0916第7号 令 和 4年 9月 16日 一部改正 厚生労働省発健1013第2号 令 和 4年 10月 13日 一部改正 厚生労働省発健1108第1号 令和4年11月8日 一部改正 厚生労働省発健1209第8号 令和4年12月9日 一部改正 厚生労働省発健1214第2号 令 和 4年 12月 14日 一部改正 厚生労働省発健0210第2号 令和5年2月10日 一部改正 厚生労働省発健0308第 14 号 令和5年3月8日



厚 生 労 働 大 臣 (公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について(指示)

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律(令和4年法律第96号)第5条の規定による改正前の予防接種法(昭和23年法律第68号)附則第7条第1項の規定に基づき、下記のとおり新型コロナウイルス感染症に係る臨時の予防接種を行うことを指示する。

記

1 対象者

貴市町村(特別区を含む。以下同じ。)の区域内に居住する生後6月以上の者。

2 期間

令和3年2月17日から令和6年3月31日まで

3 使用するワクチン

(1)初回接種

初回接種には次の表の左欄に掲げるワクチンを使用し、ワクチンごとにそれぞれ上記1の うち同表の右欄に掲げる者(令和4年秋開始接種又は令和5年春開始接種を受けたものを 除く。)に対して接種すること。

コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(S	12 歳以上の者
ARS—CoV—2) (令和3年2月14日にファ	
イザー株式会社が医薬品、医療機器等の	
品質、有効性及び安全性の確保等に関す	
る法律(昭和35年法律第145号。以下「法」	
という。)第 14 条の承認を受けたものに限	
る。)	
コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(S	1回目の接種時において5歳以上 12 歳未
ARS—CoV—2) (令和4年1月21日にファ	満の者
イザー株式会社が法第 14 条の承認を受け	

たもののうち、最初に当該承認を受けたもの	
であって、ファムトジナメランを含まないもの	
に限る。)	
組換えコロナウイルス(SARS—CoV—2)	12 歳以上の者
ワクチン(令和4年4月 19 日に武田薬品工	
業株式会社が法第 14 条の承認を受けたも	
のに限る。)	
コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(S	1回目の接種時において生後6月以上5歳
ARS-CoV-2) (令和4年10月5日にファ	未満の者
イザー株式会社が法第 14 条の承認を受け	
たものに限る。)	

(2)令和4年秋開始接種

令和4年秋開始接種には次の表の左欄に掲げるワクチンを使用し、上記1のうち同表の右 欄に掲げる者(令和5年春開始接種を受けたものを除く。)に対して接種すること。

コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(S | 5歳以上12歳未満の者(基礎疾患を有する ARS-CoV-2) (令和4年1月21日にファ イザー株式会社が法第 14 条の承認を受け たもののうち、最初に当該承認を受けたもの であって、トジナメラン及びファムトジナメラ ンを含むものに限る。)

者その他新型コロナウイルス感染症にかか った場合の重症化リスクが高いと医師が認 めるものを除く。)

(3)令和5年春開始接種

令和5年春開始接種には次の表の左欄に掲げるワクチンを使用し、ワクチンごとにそれぞ れ上記1のうち同表の右欄に掲げる者に対して接種すること。

コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(S | 12歳以上の者(12歳以上 65歳未満の者に ARS-CoV-2) (令和3年5月 21 日に武 あっては、基礎疾患を有するものその他新 田薬品工業株式会社が法第14条の承認を 型コロナウイルス感染症にかかった場合の 受けたものであって、エラソメラン及びイム 重症化リスクが高いと医師が認めるもの並 エラソメラン又はエラソメラン及びダベソメラ びに医療従事者等及び高齢者施設等の従 ンを含むものに限る。) 事者に限る。) コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(S 5歳以上12歳未満の者(基礎疾患を有する ARS-CoV-2) (令和4年1月21日にファ 者その他新型コロナウイルス感染症にかか イザー株式会社が法第 14 条の承認を受け った場合の重症化リスクが高いと医師が認 たもののうち、最初に当該承認を受けたもの めるものに限る。) であって、トジナメラン及びファムトジナメラ ンを含むものに限る。) コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(S 12歳以上の者(12歳以上65歳未満の者に

ARS—CoV—2)(令和4年1月21日にファイザー株式会社が法第14条の承認を受けたもの(最初に当該承認を受けたものを除く。)であって、トジナメラン及びリルトジナメランを含むもの又はトジナメラン及びファムトジナメランを含むものに限る。)

あっては、基礎疾患を有するものその他新型コロナウイルス感染症にかかった場合の 重症化リスクが高いと医師が認めるもの並びに医療従事者等及び高齢者施設等の従 事者に限る。)

組換えコロナウイルス(SARS—CoV—2) ワクチン(令和4年4月 19 日に武田薬品工 業株式会社が法第 14 条の承認を受けたも のに限る。) 12歳以上の者(12歳以上65歳未満の者に あっては、基礎疾患を有するものその他新 型コロナウイルス感染症にかかった場合の 重症化リスクが高いと医師が認めるもの並 びに医療従事者等及び高齢者施設等の従 事者に限る。)

以上